

# 公共施設の一部利用再開について

令和 2 年 5 月 2 6 日  
南房総市新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されたことから、今後の公共施設の利用については、感染拡大防止策を講じたうえで、地域の感染状況や国・県の動向を踏まえながら、段階的に進めていきます。
- ・緊急事態宣言が解除されても、感染のリスクがなくなるわけではありません。利用にあたっては、留意事項を遵守していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 公共施設の利用について

利用休止としていた一部の公共施設の利用を令和2年6月1日(月)から再開する。但し、学校施設及び社会体育施設は6月末を目途に再開する。なお、利用をする場合は次の事項について留意すること。

#### 【利用をする場合の留意事項】

- (1) 利用者の手洗いや手指消毒の励行及びマスクの着用
- (2) 利用者の体調確認(体温測定や症状の有無)
- (3) 室内会場のこまめな換気(2方向を開放)
- (4) 人を密集させない環境を整備(利用人数の制限等)
- (5) 飛沫感染を防ぐための対策
  - ・人との間隔は2mを目安に保つ
  - ・可能な限り対面での会話は避ける
- (6) 感染が確認された場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
  - ・利用者名簿の作成
- (7) その他、施設管理者等の定める感染拡大防止対策を遵守すること

### 2 公共施設の引き続きの利用休止について

浴場、健康増進施設については、性質上「密」を作りやすく、感染拡大防止策が講じにくい特徴がある。高齢者等の利用が多いことから安全を最優先とし、利用休止とする。

#### ○浴場等

ちくら介護予防センターゆらり  
和田地域福祉センター「やすらぎ」  
とみうら元気倶楽部(浴場及び健康増進室)

期間：当分の間

※新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや国・県の動向をみながら、適宜見直しを行う。